

2024 年度事業計画

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

I はじめに

一般財団法人中部圏創造ファンド（以下本財団と言う）は、NPO等をはじめとする民間公益活動を行う団体に対して、資金支援や人材育成支援等を行うことを目的に 2018 年 2 月 15 日に設立し、各種基金の設立に努めるとともに、休眠預金等活用法（2018 年 1 月 1 日施行）における資金分配団体となることを目指してきた。

7 年度目となる 2024 年度においても、休眠預金・資金分配団体としての事業について、資金支援するとともに各実行団体を伴走支援し、事業成果を確かなものにするるとともに、今年度募集される休眠預金資金分配団体及び創設された活動支援団体への応募について積極的に検討する。

また、地域の志（資金）による各種の基金を拡充し、当地域の民間公益活動の一層の発展を目指す。

II NPO 等民間公益活動支援事業

1, 資金支援事業

(1) 基金事業

1) いいね！基金（共感基金）事業

「いいね！基金」について、「未来のアントレプレナー応援基金」の設置ならびに事業スタートをめざす。

また、「南海トラフ巨大地震対応支援基金」など、当地域の課題解決に取り組む基金事業の推進に取り組む。

2) わたしの基金（冠基金）事業

「水谷潤平教育基金（2018 年度設置）」、「ハルカ基金（2020 年度設置）」とともに、新たな「わたしの基金」の設立をめざす。

3) 本財団応援基金事業

財団の財政基盤の安定化のため、本基金への寄付募集を積極的に進める。

(2) 休眠預金等活用法に基づく資金分配団体事業

1) 草の根活動支援事業 2021（チームによる支援活動の広域展開）

2021 年度に採択された本事業は、2022 年度に実行団体の事業が開始され、本年度をもって終了する。本財団としての事後評価や助成金の精算等をまとめるとともに、コンソーシアムを組む名古屋学院大学社会連携センターと協力し、実行団体 4 のコン

ソーシアムに対し、事業評価や事業完了後の出口戦略などについて、的確な助言、知見や情報の提供を行い伴走支援する。

2) 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援事業 2022

本事業は、1年間の助成事業で、2023年度末をもって終了した。12実行団体から提出された事業完了報告と助成金精算報告を踏まえ、4月末までに事業完了報告を取りまとめ、JANPIAと助成金の精算を行う。

3) 草の根活動支援事業 2023 (地方都市・農山村におけるコミュニティの持続的発展)

2023年度に採択された本事業は、実行団体の公募を行い、3チームを内定した。早急に3つの幹事団体と資金提供契約を締結し、年度早々の事業スタートを期す。本年度は3年間の事業を軌道に乗せるために、当該地域の間接支援組織や専門家・学識者と連携し、事前評価をはじめ実行団体の事業を伴走支援する。

(3) 休眠預金等活用法に基づく資金分配団体公募等への応募

1) 資金分配団体_通常枠 (草の根活動支援事業) 及び緊急枠

指定活用団体 (JANPIA) は、2023年度も、草の根支援事業などの通常枠と、時々課題に対応する緊急支援枠について、資金分配団体の公募が実施される見込みである。これまでの休眠預金活用事業の成果と課題を踏まえ、地域ニーズの分析を行い、資金分配団体に積極的に応募する。

2) 活動支援団体

また、指定活用団体 (JANPIA) は、2023年度末から、新たに「活動支援団体」と「出資事業を行う資金分配団体」を募集している。とりわけ「活動支援団体」は、助成金事業を行わずNPO等の組織基盤強化などを支援するもので、これまで資金分配団体として実行団体を伴走支援してきた本財団にも申請資格があることから、関係団体との連携を視野に入れて積極的に応募を検討していく。

(4) その他の資金支援事業

基金事業や休眠預金活用法事業以外にも、民間公益活動助成事業の受託等に努める。

2、研修事業

休眠預金活用事業を始めNPO支援事業を通して得た知見を活用し、会計、ガバナンス・コンプライアンスなど組織運営支援に関するものや、各種助成制度への事業申請留意点など実践的でNPO団体から求められるテーマについて研修事業を企画・実施

する。

3、調査事業

2024年元旦の能登半島地震は、改めて大地震への備えが大切なことを認識させた。

いいね！基金「南海トラフ巨大地震対策を支援する基金」の資金を活用し、中部5県（岐阜、長野、静岡、愛知、三重）における民間セクターの支援力の強化と活動調整を行う災害中間支援組織の誕生・強化に向けた調査事業を行う。

4、広報啓発活動

休眠預金活用事業ごとに実行団体の活動紹介の活動紹介パンフレットを作成しており、新休眠預金事業についても作成する。加えて、民間公益活動に対する資金支援の必要性をアピールするため、webサイトやSNS等インターネットツールでの広報啓発活動を積極的に行う。

III 組織運営について

1、役員会等の運営

(1) 評議員会は年1回の定時会議が義務付けられているが、このほかに適宜、意見交換をおこない、また、必要に応じて臨時会議を開催し、意思疎通を図る。

(2) 理事会は年4回の通常理事会の開催が義務付けられているが、このほかに適宜、意見交換をおこない、また、臨時会議を開催し、意思疎通を図ることで適切な業務執行に関わる決定をおこなう。

(3) 役員・専門的支援員・スタッフによる意見交換を実施する。

2、組織体制

財団発足当初から行っている業務執行理事と事務局職員による週1回の事務局会議を、業務の進捗状況、課題、取組方法などについて議論し共有する場として続けていく。また、2025年6月の役員改選に向けて、新たな時代・社会に対応した組織の在り方を検討していく。